

日本電子株式会社 業務受託約款

本約款は、日本電子株式会社（以下、「JEOL」という）が委託者から測定、分析、試験または調査（以下、これらを「業務」という）を受託し業務を実施するに際しての、両者間の基本的合意事項です。ただし、別途書面により別段の合意をした場合は、その範囲内で本約款は適用されません。

第1条（受託業務の範囲）

JEOLは、本約款または本約款および別段の合意に基づき、見積書に記載した範囲において業務を実施し、その結果を委託者に提供します。

第2条（個別的委託契約）

委託者は、JEOLに業務を委託するとき、見積書に記載された有効期限までに、見積書に基づきJEOL所定様式の依頼書をJEOLに交付し、JEOLがこれを承諾することにより、委託者とJEOLの間で個別の委託契約（以下「個別契約」という）が成立します。

2. 本約款と個別契約の定めにおいて解釈が異なる場合は、その部分に限り個別契約の定めを優先し適用します。

第3条（委託料）

委託料は見積書に記載した見積合計金額（見積書に消費税額の記載がないものは、消費税額を別途加算する）とし、見積書に記載した期日まで有効とします。

第4条（支払い）

委託者は、見積書記載の支払い条件に従い委託料をJEOLに支払います。ただし、JEOLの過失により、JEOLが業務の結果を委託者に報告または納入できなかった場合は、この限りではありません。

第5条（試料等の提供）

委託者は、業務の実施に必要な試料、物品およびそれに関連する情報（以下「試料等」という）をJEOLに提供します。ただし、JEOLがJEOL所定の受入基準を逸脱すると判断した試料等については、その受領を拒否することができます。

2. 委託者は、両者間で別段の取決めがない限り、業務に使用する試料等の採取や輸送等にかかる費用を負担します。

3. 委託者は、試料等の取り扱いまたは採取作業に関する安全衛生上の注意事項を、JEOLの業務実施前にJEOLに提示する義務を有します。委託者がこれを怠ったことによりJEOLおよび第三者に損害・損傷を与えた場合には、全て委託者の責任と費用負担で解決するものとします。

4. 委託者は、前処理を含む業務により試料等の一部または全部が滅失、汚損される場合があることを了承します。

5. 委託者は、特別な取り扱い方法および保存条件等の指定を要する試料等を提供する場合、事前にJEOLに通知します。JEOLは、委託者からの通知がなく、これを原因として生じた損害について一切の責任を負いません。

6. 委託者は、業務の開始日までに試料等の提供が遅れる場合、速やかにJEOLに連絡し両者で協議します。その上でJEOLは、必要に応じ個別契約で定める報告期日または納入期日を変更することができます。

第6条（秘密保持）

JEOLは、委託者から書面または口頭により秘密情報であることを明示して提供・開示された情報、資料、試料等および業務の結果、ならびに業務の内容または業務に関連して知り得た委託者の営業上および技術上の秘密事項等（以下、これらを「秘密情報等」という）を、委託者の事前の書面による同意なしに、これらを第三者に開示または漏洩せず、業務の実施以外の目的に使用しないものとします。ただし、次の各号に関する事項についてはこの限りではありません。

- (1) 委託者から開示を受けた際、既に知っていた情報
- (2) 委託者から開示を受けた際、公知・公用となっている情報
- (3) 委託者から開示を受けた後、JEOLの責によらず公知になった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から入手した情報
- (5) JEOLが独自に開発したことを立証しうる情報

2. 委託者は、業務の実施においてJEOLから書面または口頭により提供・開示されたJEOLの秘密情報等については、前項の秘密情報等として取り扱います。その場合、委託者は、本約款においてJEOLが委託者に対して負うのと同様の義務を負うこととなります。

第7条（報告または納入）

JEOLは、個別契約で定められた期日までに業務の結果を委託者に報告または納入します。

2. 委託者は、JEOLからの業務の結果を受領後速やかに、業務の結果について検収します。

第8条（終了後の措置）

JEOLは、業務終了後速やかに、第5条（試料等の提供）に基づき委託者から提供された試料等および秘密情報等を委託者の指示に従い返還または廃棄します。なお、この返還に必要な費用は、両者間で別段の取り決めがない限り、委託者の負担とします。

第9条（業務の実施責任）

JEOLは、委託者と協力して誠実に業務を実施し、業務の実施について責任を負います。

2. JEOLは、JEOLの責任となる理由によって業務の方法および結果に不備または誤りがあった場合、委託者と協議の上、JEOLの費用負担のもとで業務を再実施する、または第3条（委託料）に定める委託料を限度として委託者が受けた損害を賠償します。

3. JEOLは、JEOLの責任によらず受領した試料等が業務に適さなくなった場合、それについて一切の責任を負いません。なお、新たな試料等の提供による業務の再実施によって生じる委託料については、委託者の費用負担となります。

4. JEOLは、業務の内容および業務の実施において、委託者の事前の書面による同意を得たときに限り、業務の一部を第三者に再委託することができます。その場合、JEOLは、再委託先に対し、本約款に定めるJEOLの義務を履行させる旨を誓約させ、その履行について一切の責任を負います。

第10条（結果の利用）

委託者が業務の結果を利用することにより生じた損害について、JEOLは一切の責任を負いません。

2. JEOLは、業務の結果が第三者の知的財産権に抵触しない、侵害しないことを保証しません。

第11条（解約）

委託者およびJEOLは、両者で協議、同意の上、個別契約を変更または解約することができます。

2. 前項の定めに関わらずJEOLは、やむを得ない事由により個別契約の履行が困難になった場合、個別契約を解約することができ、この場合、それまでにJEOLが業務の実施に要した費用を請求することができます。

第12条（不可抗力）

天災地変その他JEOLの責任によらない理由により業務の実施が困難になった場合は、両者協議の上、その措置を決定します。

2. 前項において、JEOLは、個別契約を解約することができ、この場合、それまでにJEOLが業務の実施に要した費用を請求することができます。

第13条（協議事項）

本約款に定めのない事項または本約款の各条項の解釈に疑義を生じた場合には、その都度誠意をもって両者協議の上、決定します。

第14条（有効期間）

本約款の有効期間は、個別契約成立の日から第7条（報告または納入）における業務の結果を報告・納入日または支払いの終了日のいずれか遅い方の日までとします。なお、第6条（秘密保持）の規定は、本約款の有効期間終了後5年間、第10条（結果の利用）の規定は本約款の有効期間終了後も有効に存続します。

以上（2017.8.30）